

答申第 257 号

平成 17 年 4 月 18 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 5 月 16 日付けで諮問された市町村スポーツ主管係長会議に関する  
文書他一部非公開の件(諮問第 190 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成9年度から11年度までの市町村スポーツ主管係長会議に関する文書及び資料並びに平成12年度市町村スポーツ主管課長会議に関する文書に記載されている事業のうち県の経費執行の執行伺票・支出命令票（会議費用、分担金、懇親会費を含む。）のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- (1) 特定の駅伝競走大会の10回及び20回出場表彰予定者の氏名のうち、実際に表彰を受けた者の氏名
- (2) 見積合せ調書及び入札調書のうち、予定価格
- (3) 物品を納入等した業者の所在地及び電話番号並びに振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称
- (4) スポーツ団体の所在地及び電話番号並びに振込先口座の口座名義人の名称のうち、既に他の部分において公開されている名称

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成13年3月30日付けで、平成9年度から11年度までの市町村スポーツ主管係長会議に関する文書及び資料並びに平成12年度市町村スポーツ主管課長会議に関する文書に記載されている事業のうち県の経費執行の執行伺票・支出命令票（会議費用、分担金、懇親会費を含む。）（以下「本件請求文書」と総称する。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 個人情報に記載されている行政文書であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされ

ない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務がある。

ウ 条例第 12 条に定める第三者の意見を求めることなく公開請求権を排除することは条例違反であり、個人情報の公開も広く行われるべきである。

エ 最高裁判例のとおり、金融機関の通帳に関する情報の公開は、認められるべきである。

オ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

### 3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
スポーツボランティア意見交換会謝金に係る執行伺票兼支出命令票他 128 件	ボランティア等の氏名、印影、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス並びに振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「ボランティア等氏名等」と総称する。）
	スポーツボランティアに関する研修会（以下「本件研修会」という。）の講師の氏名、印影、職名及び住所（以下「本件講師氏名等」と総称する。）
	本件研修会の講師の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「講師口座情報」と総称する。）
	特定の駅伝競走大会の 10 回及び 20 回出場表彰予定者の氏名（以下「本件表彰者氏名」という。）
	スポーツ大会競技役員等の住所及び電話番号（以下「大会役員等住所等」と総称する。）
	交通整理員の住所等、電話番号、生年月日、年齢及び職業等（以下「交通整理員住所等」と総称する。）
	法人担当者の氏名、印影及び職名（以下「法人担当者氏名等」と総称する。）
	見積合せ調書及び入札調書のうち、予定価格（以下「本件予定価格」という。）

文書の名称	非公開情報
スポーツボランティア意見交換会謝金に係る執行伺票兼支出命令票他128件(続き)	物品を納入等した業者(以下「本件業者」という。)の所在地及び電話番号(以下「本件業者所在地等」と総称する。)
	本件業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件業者口座情報」と総称する。)
	スポーツ大会等の運営を受託したスポーツ団体(以下「本件団体」という。)の所在地及び電話番号(以下「本件団体所在地等」と総称する。)
	本件団体の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件団体口座情報」と総称する。)

(2) 一部非公開部分について

ア 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

(ア) ボランティア等氏名等

(イ) 本件講師氏名等

(ウ) 講師口座情報

(エ) 本件表彰者氏名

(オ) 大会役員等住所等

(カ) 交通整理員住所等

(キ) 法人担当者氏名等

イ 本件行政文書のうち、本件予定価格、本件業者所在地等、本件業者口座情報、本件団体所在地等及び本件団体口座情報は、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人が

ら口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

- a ボランティア等氏名等
- b 本件講師氏名等
- c 講師口座情報
- d 本件表彰者氏名
- e 大会役員等住所等
- f 交通整理員住所等
- g 法人担当者氏名等

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの

人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

- a 本件講師氏名等は、かながわスポーツボランティアバンクの登録者を対象にして実施したスポーツボランティアに関する研修会の講師の氏名、印影、職名及び住所である。本件研修会の対象者はかながわスポーツボランティアバンクの登録者に限定されていることから、本件研修会は、不特定多数の人を対象にして開催された研修会とは認められない。したがって、このような研修会における講師の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件講師氏名等は同号ただし書イには該当しないと判断する。
- b 本件表彰者氏名は、実施機関があらかじめ、表彰予定者として新聞社に情報提供しており、実際に表彰を受けた者は、誰でも参加できる状況で開催される閉会式において氏名を読み上げられるとともに、その氏名を記載した速報記録が閉会式の参加者に配布されていることから、不特定多数の者に公にされていることが認められる。  
したがって、本件表彰者氏名のうち、実際に表彰を受けた者の氏名は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。
- c 本件行政文書に記載されているその余の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

- (ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 本件予定価格について

実施機関は、本件予定価格について、条例第5条第2号に該当すると説明しているが、当該情報は、物品の調達等に際して落札者を実施機関が入札により決定するに当たり、入札価格が予定価格以下であることを落札の条件とするために、実施機関があらかじめ設定するものである。したがって、当該情報は、実施機関が行う入札の執行に関する情報であり、法人等に関する情報には当たらず、同号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 本件業者所在地等及び本件団体所在地等について

本件業者所在地等及び本件団体所在地等は、これらの情報が公開されたとしても、本件業者又は本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことが明らかであるため、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(エ) 本件業者口座情報及び本件団体口座情報について

- a 当審査会が確認したところ、本件行政文書には、本件業者が受注し納品した代金の振込先として本件業者口座情報が記載され、また、本件団体が神奈川県知事（以下「知事」という。）からスポーツ大会等の運営を委託され、その委託料の振込先として本件団体口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件業者口座情報及び本件団体口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件業者口座情報及び本件団体口座情報の管理状況について検討する。

- b 本件業者は、事務用品等を扱う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが

通例であり、特定の顧客に限って本件業者口座情報を知らせるという特段の事情は認められないことから、本件業者は、不特定多数の者が本件業者口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。

したがって、本件業者口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

- c 本件団体口座情報は、本件団体が知事からスポーツ大会等の運営を委託され、その委託料の振込先として指定する趣旨で記載されたものであることを考慮すると、本件団体口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。

したがって、本件団体口座情報のうち、本件行政文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

#### イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件団体口座情報は、前記アで述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報ではないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

#### (4) その他

- ア 不服申立人は、個人情報であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があると主張している。

しかしながら、条例第5条第1号は、本文で明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とし、同号ただし書アからエまでに該当するものに



限って例外的に公開することを明文をもって定めたものと解されることから、不服申立人の主張は認められない。

イ 不服申立人は条例第 12 条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であると主張しているが、条例第 12 条第 1 項は任意的な機会付与を規定したものであり、また、本諮問案件は同条第 2 項には該当しないことから、不服申立人の主張は認められない。

ウ 当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 ( 2 ) オの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 5 月 16 日	諮問
5 月 23 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 25 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 28 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 3 月 9 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
3 月 18 日 (第 44 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 4 月 18 日現在）（五十音順）